

相談への情報共有は

町長 関係機関と情報共有して支援に取り組む

◆いじめや虐待から子どもを守るには

情報共有と体制は

問

各課の相談情報を共有しての解決に向けた体制づくりは。

町長

児童虐待対応の相談窓口は健康福祉課。それ以外の課で受けた相談に虐待を疑う事実があれば、速やかに情報共有して。児童虐待の相談や通告があった場合は、県から示されたマニュアルに従い対応する。

子育てでも気軽に相談

問

保護者が気軽に相談できる体制づくりと、子育てに関する勉強会の開催も必要ではないか。

町長

育児に関する悩みに円滑に対応するため、プライバシーに配慮した相談室を設置し、気軽に相談できる体制をとっている。また、妊婦や家族を対象に、妊娠・出産・子育ての知識の習得や仲間づくりを目的としたマタニティ・クラスを開催。離乳食教室等



菅原俊一議員

も開催し、情報提供している。

不登校・別室登校は

問

不登校や別室登校の状況と推移は。

教育長

不登校傾向や別室登校の児童生徒が多いことが、本町教育の大きな課題である。不登校生徒は3年間ほぼ同数。別室登校は中学校で増加している。

支援体制は万全か

問

スクールカウンセラー、教育相談員、学校生活支援員の活動状況は。

教育長

スクールカウンセラー2人を中学校に派遣。不登校・不応の改善に向けた取り組みのほか、人間関係や学業に関する悩みなどに

対応している。

教育相談員は現在2人。中学校で増加する別室登校生徒に対し指導している。

生活支援員は、小中合わせて10人。支援が必要な児童生徒への指導をきめ細やかに行っている。

いじめの実態は

問

いじめの実態はどのような現状か。

教育長

平成29年3月に国の方針が改訂され、「心身の苦痛を感じていればいじめと認知する」とになったため、今年度の認知件数が大幅に増えた。いじめの発見は、学校のアンケートからの認知が多く、本人からの訴えもきつかけとなる。

教育相談定例会開催と対策は



生き生きと学校生活を送れるよう支援を。

問

教育相談定例会とは。

教育次長

担当教員、教育相談員、スクールソーシャルワーカー・コーディネーター等で月1回開催。情報共有し、対応している。

問

子どもたちに会えているか。

教育次長

週1〜2回家庭訪問し、ほとんどの児童生徒と会えている。中には拒否するケースもあり、継続的な取り組みを行っている。